

議案第 10 号

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例(平成 29 年 3 月 24 日 桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 不適切空き家等 法第 2 条第 2 項の特定空家等及び法第 13 条第 1 項の管理不全空家等を除く空き家等であって、規則で定めるものをいう。

第 3 条第 2 項中「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に、「解消しなければならぬ」を「解消するよう努めるものとする」に改める。

第 6 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 2 項中「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に改める。

第 12 条中「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に改める。

第 14 条中「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 10 号 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例案

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例中で使用する用語の変更等、所要の改正を行おうとするものです。